

I 定款事項について

1. 配合飼料価格差補てんに関する事業（定款第4条第1項第1号事業）

① 事業内容

本事業は、配合飼料原料穀物の価格変動による畜産経営体への影響を緩和するため、畜産経営体に価格差補てん金を交付するもので、当協会は、事業主体との契約に基づき、畜産経営体との数量契約の補てん積立金の納付、補てん金交付等に係る事務を実施する。

② 事業主体：（一社）全日本配合飼料価格畜産安定基金

③ 事業対象者：畜産経営体1,227個人・法人（前年実績対比：31減）

④ 契約数量：981,266トン（前年実績対比：102.9%、28,096トン増）

単位：件、トン

計	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏	その他
対象者	1,227	441	66	53	24	91
契約数量	981,266	57,226	71,771	221,365	120,525	506,147

⑤ 通常補てん積立金及び別途納付金

当協会は、積立金等について、飼料荷受組合から納付を受けて事業主体へ納付するものである。

区 分	4年度	3年度
通常補てん積立金	600 円/トン	400 円/トン
別途納付金・新規加入者	0 円/トン	1,100 円/トン
・前年度第2四半期以降解約再加入者	940 円/トン	1,100 円/トン
・前年度第3四半期以降解約再加入者	2,060 円/トン	1,100 円/トン
・前年度第4四半期以降解約再加入者	3,040 円/トン	1,100 円/トン

※継続加入者で前年度契約上回る加入者の別途納付金の徴収は無

積立金納付状況

区 分	契約数量	積立金納付額
積立金	第1四半期	244,330 トン 146,598,000 円
	第2四半期	239,251 トン 143,550,600 円
	第3四半期	255,702 トン 153,421,200 円
	第4四半期	241,588 トン 144,952,800 円
	計	980,871 トン 588,522,600 円

⑥ 補てん金

通常価格差補てん金は、当該四半期の配合飼料の供給価格が直前1年に係る配合飼料の供給価格の平均価格を上回るときに当該四半期の開始前に、異常価格差補てん金は、当該四半期に使用する配合飼料原料の輸入価格によって当該四半期終了後に決定される。

補てん金が交付される場合には、当協会は、事業主体から交付を受けて契約畜産経営体に交付することとなる。

区 分	令和4年度	令和4年度	令和4年度	令和4年度
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
通常価格差補てん金	5,038 円/ト	5,454 円/ト	7,254 円/ト	623 円/ト
通常第1四半期	1,261 円/ト	1,259 円/ト	1,259 円/ト	1,259 円/ト
通常第2四半期	円/ト	1,365 円/ト	1,363 円/ト	1,363 円/ト
通常第3四半期	円/ト	円/ト	1,815 円/ト	1,813 円/ト
異常価格差補てん金	4,761 円/ト	11,346 円/ト	496 円/ト	327 円/ト
計	6,022 円/ト	13,970 円/ト	4,933 円/ト	4,762 円/ト
補てん金額	1,349,184,286円	3,097,482,518円	1,133,283,980円	1,242,950,453円

2. 畜産経営の環境整備、生産及び流通に関する施設の改善合理化のための必要な機械・

施設の整備に関する事業（定款第4条第1項第3号事業）

（1）畜産環境整備リース事業について

① 事業内容

本事業は、畜産経営の環境整備を図ろうとする経営体に対し、事業主体が必要な施設、機械を貸し付けるもので、当協会は、引き続き本リース事業の施設、機械貸付に係る事業主体からの委託事務や、これまでの貸付機械等に係る貸付料の徴収と事業主体への納付事務等を実施する。

② 事業主体：（一財）畜産環境整備機構

③ 事業対象者：畜産経営体

④ 貸付実績： 4年度は無し

3. 肉用牛肥育経営安定に関する事業（定款第4条第1項第4号事業）

（1）肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）について

① 事業内容

本事業は、肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に、生産者の抛出と国の助成により造成した基金から、粗収益と生産費の差額の9割を補てんするものである。

当協会は、個体登録や積立金等に係る県団体からの委託事務を実施する。

なお、第2業務対象年間は(令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間)となる

② 事業主体（県団体）：（一社）岩手県畜産協会

③ 事業対象者：肉用牛肥育経営体 49個人・法人

④ 個体登録計画頭数

単位：頭

肉専用種	交雑種	乳用種	短角種	合計
3,500	5,000	1,100	300	9,900

⑤ 生産者積立金額及び積立金総額

生産者積立金は、当協会が契約経営体から飼料荷受組合経由で受領し、事業主体（県団体）へ納付する。

単位：円

区 分	肉専用種	交雑種	乳用種	短角種
生産者積立金額	5,000	13,000	11,000	5,000
積立金総額	20,000	52,000	44,000	20,000

⑥ 補てん金

四半期毎の肥育牛1頭当りの粗収益（全国平均）が家族労働費を除く生産費（全国平均）を下回った場合に、下回った金額の9割の補てんが行われる。

通常

支払月	販売月	区分	肉専用種	日本短角種	交雑種	乳用種
3月	1月	概算払		15,901.50		45,274.80
4月	2月	概算払		9,574.50	8,449.50	47,174.70
5月	1月	精算払		5,152.20		5,020.80
5月	2月	精算払		4,304.40	4,070.40	3,879.60
5月	3月	精算払				50,246.10
6月	4月	概算払				32,558.70
7月	5月	概算払				36,066.90
8月	4月	精算払				7,344.60
8月	5月	精算払				6,198.00
8月	6月	精算払			30,939.30	43,892.10
9月	7月	概算払			29,910.80	34,380.20
10月	8月	概算払	37,837.10		41,755.70	43,320.80
11月	7月	精算払			4,252.30	3,991.30
11月	8月	精算払	1,753.90		1,505.50	1,132.00
11月	9月	精算払	2,515.50		21,557.70	40,458.60
12月	10月	概算払			4,468.70	37,063.10
1月	11月	概算払				32,222.00
2月	10月	精算払			10,291.50	43,010.10
2月	11月	精算払			1,765.80	36,964.80
2月	12月	精算払				49,166.10
3月	1月	概算払	27,987.50		8,301.80	38,878.40

4分の3相当額及び積立金猶予牛

支払月	販売月	区分	肉専用種	日本短角種	交雑種	乳用種
3月	1月	概算払		11,926.125		33,956.100
4月	2月	概算払		7,180.875	6,337.125	35,381.025
5月	1月	精算払		3,864.150		3,765.600

5月	2月	精算払		3,228.300	3,052.800	2,909.700
5月	3月	精算払				37,684.575
6月	4月	概算払				24,419.025
7月	5月	概算払				27,050.175
8月	4月	精算払				5,508.450
8月	5月	精算払				4,648.500
8月	6月	精算払			23,204.475	32,919.075
9月	7月	概算払			22,433.100	25,785.150
10月	8月	概算払	28,377.825		31,316.775	32,490.600
11月	7月	精算払			3,189.200	2,993.475
11月	8月	精算払	1,315.425		1,129.125	849.000
11月	9月	精算払	1,886.625		16,168.275	30,343.950
12月	10月	概算払			3,351.525	27,797.325
1月	11月	概算払				24,166.500
2月	10月	精算払			7,718.625	32,257.575
2月	11月	精算払			1,324.350	27,723.600
2月	12月	精算払				36,874.575
3月	1月	概算払	20,990.625		6,226.350	29,158.800

4. ※ 4月より肉専用種には、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、その他肉専用種が含まれます。

4. 肉用子牛生産者補給金制度に関する事業（定款第4条第1項第5号事業）

4.4. 肉用子牛生産者補給金制度に関する事業（定款第4条第1項第5号事業）

(1) 肉用子牛生産者補給金制度について

① 事業内容

本制度は、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の市場価格が低落して保証基準価格を下回った場合に、その再生産を確保するため、生産者の抛出と国の助成により造成した基金から、肉用子牛生産経営体に対して補給金を交付するものであり、当協会は、個体登録や負担金等に係る指定協会からの委託事務を実施する。

② 事業主体（指定協会）：（公社）岩手県農畜産物価格安定基金協会

③ 事業対象者：肉用子牛生産経営体 4法人1個人

④ 個体登録計画頭数及び2月末実績 単位：頭

	黒毛和種	褐毛和種	日本短角種	乳交雑種	乳用種	合計
計画	270	10	20	200	0	500
実績	161	38	15	599	481	1,294

⑤ 保証基準価格及び合理化目標価格

単位：円

区分	黒毛和種	褐毛和種	その他肉専	乳用種	乳交雑種
保証基準価格	541,000	498,000	320,000	164,000	274,000

合理化目標価格	429,000	388,000	253,000	110,000	216,000
---------	---------	---------	---------	---------	---------

⑥ 生産者積立金額等

単位：円

区 分	黒毛和種	褐毛和種	その他肉専	乳交雑種	乳用種
生産者積立金額	1,600	6,000	18,800	3,200	6,800
生産者負担額	400	1,500	4,700	800	1,700

5. 肉豚価格差補てんに関する事業（定款第4条第1項第6号事業）

(1) 肉豚経営安定交付金制度（豚マルキン）について

① 事業内容

本事業は、(独)農畜産業振興機構が全国の基金を造成管理し、年間を通じて必要な場合に補てんする仕組みとなっており、補てん金の算定方法を全国一本化したものである。具体的には、養豚経営の安定的発展を通じて肉豚の安定供給を図るため、平均粗収益が、平均生産コストを下回った場合に、その差額の9割を補てんするものである。

当協会は、年次契約や補てん積立金の納付等に係る生産者からの委託事務を実施する。

② 事業主体：養豚生産者

③ 事業対象者：肉豚飼養経営体 18個人・法人

④ 年間計画頭数 209,768頭

⑤ 保証基準価格及び積立金額

保証基準価格 (円/kg)	契約肉豚1頭当り積立金額(円)	
	全体金額	生産者積立金額
平均生産コスト (四半期ごと)	1,600	400

積立金拠出割合は、生産者：国＝1：3

⑥ 補てん金

補てん金は、四半期ごとに全国の平均枝肉価格と平均生産コストの差額で決定され、補てん金は、(独)農畜産業振興機構から直接、契約経営体に交付される。

6. その他基金協会の目的を達成するために必要な事業（定款第4条第1項第7号事業）

本県畜産の一層の発展を図るために、いわて農林水産振興協議会や岩手県養豚振興会、岩手県養鶏協会の活動を支援するとともに、岩手県家畜共進会の開催に協力する。